

## 提案理由の説明

ただいま、提案いたしました議案第58号「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」につきまして、提案者を代表して、ご説明を申し上げます。

本県は、温暖な気候のもと、緑あふれる里山、数多くの清流、三方に開けた海など、多彩で豊かな自然に恵まれています。これらは、先人の、日々の、取組の積み重ねによって、培われてきたものであり、現在を生きる私たちには、こうした環境を次代に引き継ぐ使命があります。

しかしながら、近年、里山等における廃棄物の不法投棄は、美しい景観を損ねるだけでなく、水源の水質の悪化を招くなど、私たちの生活環境や産業に影響を及ぼしております。

このため、私たち一人一人が、美しい自然や、良好な景観が、かけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で環境美化の取組を実践することにより、豊かで美しい県土づくりを推進していくことが極めて重要となってきました。

こうした中、我々、議員自ら、この趣旨を条例化すべく、本年3月、全会派で構成する「政策立案等検討会」を立ち上げ、これまで検討を重ね、本日、ここに条例案を提出するに至った次第であります。

この条例は、県民、事業者・関係団体及び県が、それぞれの役割・責務を果たしながら、県民総参加による環境の美化及び保全に係る運動を展開することを定めております。

一方、県の具体的な、取組内容としては、基本方針を策定し、県民が実施する環境美化活動への支援策を講ずることや、県民一斉環境美化活動促進期間の設定、環境学習の振興など、気運の醸成を図り、県民運動を促進するよう定めております。

執行部におかれましては、本条例の趣旨を踏まえ、本県が誇る里山や海といった美しい環境を守ろうとする県民の自主的な実践活動に対して、しっかりとした対策を講じられるよう要請いたすものであります。

また、議員各位におかれましては、何卒、この条例の趣旨を、ご理解いただき、満場のご賛同を、賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。